

**「応援を力に！ふくしまの関心度向上事業」
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託する業務名

応援を力に！ふくしまの関心度向上事業

2 委託業務の目的

本県のPRポスターとして県内外で定着してきている「福島県公式イメージポスター」を市町村と連携して複数制作し、企業・団体等の協力の下継続的に掲出することで、多くの人の関心・興味を高め、県産品の購入や観光・教育旅行による来県と周遊、移住促進などにつなげるとともに、本県に思いを寄せてくださる方々を「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま 広報隊」として募集することで、本県の復興への思いを込めたスローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を周知し、共感と応援の輪を広げることにより、風評の払拭と風化の防止を図る。

3 委託業務の内容

(1) イメージポスターの制作

ア 「来て。」「呑んで。」「味わって。」「住んで。」「ふくしま。」のイメージポスターを新たに5種類制作する。ポスターのデザインは連貼を意識したものとする。また、新しいポスターを伝える電車内中吊り用ポスターを制作すること。

(ア) 観光PRポスター「来て。」

(イ) 県産品PR（日本酒に限る）ポスター「呑んで。」

(ウ) 農林水産物PRポスター「味わって。」

(エ) 定住・二地域居住PRポスター「住んで。」

(オ) 復興PRポスター「ふくしま。」

制作枚数：B1ポスター 3,500枚×5種=17,500枚

B2ポスター 4,000枚×5種=20,000枚

B3ポスター 3,500枚×5種=17,500枚

B3ワイドポスター 12,160枚×1種=12,160枚

イ 共同制作を希望する6程度の市町村で撮影した写真を使用し、「来て。」のポスターを上記ア（ア）のデザインとは別に制作すること。

制作枚数：B1ポスター 2,000枚×6種=12,000枚程度

B2ポスター 2,500枚×6種=15,000枚程度

B3ポスター 2,000枚×6種=12,000枚程度

※県との契約締結後、庁内関係課等及び共同制作を希望する市町村と協議し、別途契約等を交わすこと。費用負担等については以下のとおり。

- ・全ポスターのデザイン制作費は、本事業で対応する。
- ・上記アの5種のポスターのうち、（ア）、（イ）、（ウ）の3種の印刷費及び発送費として、本事業とは別に400万円（税込）を庁内関係課等が負担する。なお、企画提案時には本事業と庁内関係課等が負担する費用及び内訳について分かるよう記載すること。
- ・上記イの市町村ポスターの印刷費等は本事業費とは別に各市町村が88

万円（税込）を負担する。なお、共同制作を希望する市町村数については、現在、各市町村の意向確認中であり、変更になる場合もあることに留意すること。

※ポスター制作・校正に当たっては、福島県クリエイティブディレクターの監修を受けること。なお、ディレクターの意向によっては採用案が変更になる場合もあることから、候補写真は十分な数量を確保すること。

ウ ポスターに使用する一部写真については、フォトコンテストを開催し募集するとともに、コンテストを周知するための広報物を制作すること。

なお、上記アの（イ）及び（ウ）については、フォトコンテストではなく、制作時期に応じた候補写真を用意すること。

また、上記イについては、共同制作を希望する市町村と協議を行い写真の収集方法を別途決定すること。

(2) スローガンの周知

ア 県のスローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を広めるためのPRツール等を制作すること。

イ スローガンに共感し、本県を応援してくれる方々を「広報隊」として募集すること。また、広報隊登録者数が5万人に達した際には、その旨を情報発信し、更なるスローガンの周知を図ること。

(3) PRツール発送・保管

ア 上記（1）及び（2）の制作物に加え、県が保有する各種情報発信に使用するPRツールを保管・管理するとともに、県が指定した県内外の発送先（宅急便500カ所程度×1回想定、DM便1,500ヶ所程度×1回想定）に送付すること。

イ 上記（1）及び（2）の制作物等を無償発送するため、事務局を設置し、円滑な受付・発送対応（発送件数5,000件程度）を行うこと。

ウ 在庫は契約期間中適正に管理し、県からの依頼に応じて随時県庁に納品を行うこと。なお、県庁への納品は在庫補充で複数回行う予定であるが、発送先7,000カ所（ア：2,000、イ：5,000）程度には含まないので留意すること。

エ ポスターを発送する場合には、原則折り曲げずに送付すること。

(4) ウェブサイトの管理運営

本事業を広く周知するため、上記（1）及び（2）のそれぞれについてウェブサイトを作成し、管理すること。

なお、ページ数や更新回数については、企画に応じ決定する。

4 委託業務期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託費の上限

41,063千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 応募資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

令和 6 年 3 月 1 1 日（月）午後 5 時	質問書の提出期限
令和 6 年 3 月 1 2 日（火）まで	質問書への回答
令和 6 年 3 月 1 4 日（木）午後 5 時	参加申込書の申込期限
令和 6 年 3 月 1 5 日（金）まで	参加資格確認結果の通知
令和 6 年 3 月 2 1 日（木）午後 5 時	企画提案書等の提出期限
令和 6 年 3 月 2 8 日（木）予定	審査結果の通知
令和 6 年 4 月 1 日（月）	契約締結

8 質問等の受付

(1) 受付期限

令和6年3月11日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「質問書(応援を力に!ふくしまの関心度向上事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年3月12日(火)までに、福島県のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

9 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年3月14日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「参加申込書(応援を力に!ふくしまの関心度向上事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

(3) 参加資格の確認

広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年3月15日(金)までに電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月21日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

広報課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、令和6年3月21日(木)は午後5時までとします。

(3) 企画提案書等

- ア 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。)
- イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。)
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 団体概要(様式第3号)

(4) 提出部数

8部

11 企画提案書等の内容

(1) 上記3(1)について

ア ポスターのデザインイメージ

イ 市町村や福島県クリエイティブディレクター等との調整方法

ウ フォトコンテストの実施方法

これまでのフォトコンテストを参考に、募集する写真の詳細や審査員を含めた審査方法、応募された写真等の管理体制等を記載すること。

また、応募者数（特に県外在住者や若年層の応募者）を増やすための特別賞等を設けるとともに、その趣旨及び周知拡大企画を記載すること。

(2) 上記3(2)について

ア PRツールの制作内容

これまでに制作したPRツールを参考に、今年度に制作するツールの種類と数量を自由に提案すること。

【参考】これまでに制作したPRツールの例

ポスター（B1：7,000枚、B2：15,000枚）、

エリップバッグ（50,000枚）、卓上フラッグ（17,000本）、

のぼり（5,000枚）、車輻用マグネット（14,000枚）など

イ 広報隊周知企画

広報隊の登録受付及び5万人達成時の情報発信の方法を検討し提案すること。

(3) 上記3(3)について

ア 各種ツールの保管体制

イ 発送体制（県の連絡から発送までに要する時間、広報課への随時納品方法、梱包及び発送方法、受付体制等）

(4) 上記3(4)について

本事業の目的達成のために、効果的なウェブサイトのイメージと更新時期を自由に提案すること。

(5) 業務実施体制

ア 責任者、担当者配置及び役割分担等

イ 過去の実績等

ウ 福島県クリエイティブディレクターや福島県等関係者との連絡体制等

(6) 事業経費積算書について

経費区分が分かるように具体的に記載すること。

12 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県はこれを企画書による書面審査により評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
イメージポスターの制作	50点	○インパクトのあるポスターデザインが期待できるか ○市町村や県クリエイティブディレクターなど関係者との連絡調整に問題はないか ○十分な候補写真を確保し管理できる体制になっているか ○フォトコンテストの応募者増加や更なる話題化が期待できる企画となっているか
スローガンの周知	10点	○制作するPRツールは十分な種類と数量で構成されているか ○広報隊5万人達成を県内外に周知するために効果的な情報発信となっているか
PRツールの発送・保管等	20点	○大量の一括発送に対応できるか。また、日々の県等からの発送依頼に対応できるか ○複数のツールを管理する保管体制に問題はないか
ウェブサイトの管理・運営	10点	○ウェブサイトを適切に管理・運営し、効果的に活用することができるか
実施体制・費用見積	10点	○関係者との連絡体制や役割分担は適切か ○企画内容に対して妥当な見積額か

(3) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。見積金額は委託費の上限価格を超えないものとする。

ウ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

13 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

- ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - カ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退
参加申込書（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) その他
- ア 参加者は、参加申込書（様式第2号）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

14 契約等に関する事項

- (1) 業務変更・中止
本業務は、令和6年度当初予算により執行するものであることから、今後の福島県議会での審議及び交付金の交付決定等により変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。
- (2) 業務仕様書
業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。
- (3) 契約の締結
福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。
- (4) 契約保証金について
業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 契約に関する条件等
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはで

きない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(6) 権利

ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

15 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県総務部広報課 担当：柳沼

電話 024(521)7124

FAX 024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp